

## 第 1 1 回 千葉県再犯防止に向けた更生支援推進協議会 議事概要

開催日時：令和 3 年 3 月 9 日（火） 1 4 時 0 0 分～1 6 時 0 0 分

場所：千葉県弁護士会館 3 階講堂

参加者：協議会委員 1 9 名（欠席 4 名）、オブザーバー 3 名、事務局職員 4 名

### < 配付資料 >

1 次第

2 第 1 1 回協議会出席者名簿

3 座席表

4 資料

**資料 1** 提案書（犯罪をした者等の社会復帰に関する包括的支援体制づくりについて）

**資料 2** 千葉県再犯防止推進計画の策定に向けた方針案

**資料 3** 千葉県再犯防止推進計画の策定に向けた方針の検討に係る意見（回答票取りまとめ）

### （1）「犯罪をした者等に対する国と地方の連携による相談支援体制」の構築について

資料 1 により事務局から説明。主な質疑応答及び意見は以下のとおり。

#### 【渋沢委員（中核地域生活支援センター）】

1 つは 16 ページの情報の共有ということに関し、今年度は 16 ケースぐらいの方を 6 ～ 7 つぐらいの刑務所に西川班長と一緒にいるが、先日、県外の刑務所へ行ったときに、終わった後にその福祉専門官の方が、「何でそんなに細かく聞き取りするんだ」みたいなことを言っていた。特別調整みたいな情報を、僕たちはがっさりともらった上で来ていると思っていたようだ。まさに情報の共有ができていないんだと思ったので、ここのところはさらに重要なのだと思う。

もう 1 つは、後藤先生が書かれた最後の文章が、端的に言うと、とてもいい文章だなと思う。つながりの支援というのが、先日、児童相談所の人とインフォーマルに話していたときに、児相などでも卒園というか、年齢が成人に近くなってきたときに、あとは見守りでなどというやり方をするが、児相だと見守りではなくて、つながり続けることなんだとおっしゃっていたことも含めて、後藤先生が書かれたつながりの支援をやっていくんだという文章はとてもすてきだなと思い、続けて頑張っていきたいと思った。

#### 【後藤委員長】

前半の部分はこちらでも強調していて、モデル事業がどこまで矯正の現場に知らされているのかは私はよくわからないところがあって、所長会合とかではあったとしても、今年はコロナで大変だということもあって、なかなか情報伝達がうまく行っていない部分もあったかもしれないが、これは本当にとても重要なところなので、ぜひとも国に提案するとき、情報がなければつながりの支援はできないということを強調していただければと思う。

後半の部分については、切れ目ない支援というのを再犯防止推進法や計画で言っているが、実際切れ目がある。それで切れてしまった支援をつなげることのほうが本当は大事なのではないかというのを、皆さんとこの 3 年間させていただいて思ったことなので、こういう形にした。過分なお褒めの言葉をいただいております。

#### 【萩原委員（千葉県婦性会）】

5 ページの支援体制の流れの中で④のコーディネートだが、出院後、出所後もコーディネートというのはあるのはと思うが、こちら辺、どのようになっているのか。出所前だけではなくて出所した後も同行支援が必要かと思うので、ここはどうなのかをお聞きしたい。

もう 1 点、14 ページの 16 行目ぐらいか、「また、本人辞退 2 件は、更生保護施設が入居審査のために訪れると本人が誤認して」云々というのがあるが、この後、更生保護施設にこの 2 件はつなが

っていったか。

**【事務局】**

1点目の質問について、コーディネートというのは当然、出所・出院後についても続いていくことになるので、そのような形の書きぶりに改める。

2点目の質問について、どちらの方も更生保護施設への入居の申込みをしていたが、断られている。いずれの方も更生保護施設への入居を希望されていたが、私たちが知る範囲においては、更生保護施設へ入居はされていないということで把握している。

**【後藤委員長】**

基本的にずっとこれまで議論してきたことをまとめて、国にモデル事業の報告書として報告をするというものなので、モデル事業の報告書を国、法務省が受け取って、それをどういうふうにするのか、それに基づいてやっていただけるかどうかというのは確約できないところではあるが、モデル事業を通じて県がいろいろ中核とともにやってきたものから見えてきた様々な課題を適切に指摘しているのではないかと個人的には思っているので、先ほど指摘があったような提案についてはまた検討し、後の修正等については事務局と私、委員長に一任いただいて修正をさせていただきたいと思うが、よろしいか。

(一同、賛同。)

**(2) 県再犯防止推進計画の策定に向けた方針について**

資料2、3により、事務局から説明。主な質疑応答及び意見は以下のとおり。

**【後藤委員長】**

計画のアウトラインの6のところは、令和3年3月に決定して、4月から1か月延びて9月、計画の決定、公表は10月と、そういうスケジュール感になるという理解でよろしいか。

**【事務局】**

今回の協議会については、本来2月に開催を予定していたが、3月にずれ込んだということで、今申し上げたような形でスケジュールを後に延ばすと考えている。今回、重点課題の決定については令和3年3月、計画案の作成については一応4月から8月という形を目途に行っていくこととして、訂正をさせていただきたい。

それと、先ほどの計画の位置づけで県警からの質問に対する事務局側の対応に書かれている、再犯防止推進法の附帯決議だが、一部誤りがあるので訂正する。「有罪判決の言渡し若しくは保護処分の審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により控訴の提起を受けなかった者」が正解なので、「嫌疑がないという以外の理由により」と訂正する。

**【後藤委員長】**

入口支援と今の対象者については、計画のアウトラインの3のところに、起訴を猶予された者、罰金・科料となった者なども一応入っており、刑の全部執行猶予も含んだので、計画としては入口支援を念頭に置いていると理解していいのかだけまず確認したい。今まではずっと先ほどの提案書にあるような形でモデル事業をやってきたけれども、それに加えて県として何をするかという話なので、そういう議論の中で3のところで対象者をかなり広くとっているということは、ここに入口支援も入っていると私は理解したが、そういう理解でいいのか。

**【事務局】**

入口支援の議論については、本協議会、あるいは今年度、検証作業部会の中でも事あるごとに議論がされていて、必要性については県としても十分認識している。当然ながら、今委員長からあったとおり、対象者の中には入口支援に該当する方も含まれているので、計画全体としては入口支援も含めて検討されるべきものと理解している。来年度以降、厚生労働省の地域生活定着促進事業の中でも入口支援に取り組むということなので、今後、県として検討していきたいと考えている。

**【後藤委員長】**

意見をいただいた入口支援とか計画の対象者については、幅広く取っているということで意見が反映されていると理解いただければと思う。それとの関係で、県警と検察庁からあった計画のアウトラインの3の計画の位置づけ及び対象者だが、このような形の修正で県警はよろしいか。

**【牧内委員代理（県警生活安全総務課）】**

警察の規定の中で再犯のおそれがないということが前提で微罪処分にするということなので、削除したほうがいいのではないかと意見した。警察のその後の処分の在り方と処遇について、その方が限りなく再犯するおそれがない人でも、支援が必要な方であれば、支援がない場合に再犯してしまうかもしれない。

**【後藤委員長】**

そのつながりはすごく遠いかもしれないが、この時点では再犯のおそれがないとして微罪処分に行っているけれども、警察の微罪処分にする視点と支援が必要かという視点はまた異なるということであれば、何らかの支援につながれば、つながりのきっかけになるということから、全く違う形でサポートが始まっても、別に警察としてはそれを拒むものではないだろう。

**【牧内委員代理（県警生活安全総務課）】**

はい、拒むものではない。

**【後藤委員長】**

だから評価として、再犯防止という中で、そのつながりが明日再犯をしないようにするのか、10年後に再犯をしないようにするのかの違いがあるというスペクトルの中で考えるということではよろしいか。

**【牧内委員代理（県警生活安全総務課）】**

はい。視点が違うので、記載があっても問題はないかと思う。

**【後藤委員長】**

検察庁はいかがか。

**【金谷委員代理（千葉地方検察庁）】**

検察庁としては、上げた意見をそのまま入れていただいているので、特に今は問題ない。

**【後藤委員長】**

それでは、最初の計画のアウトラインのところの話はこれでいいと思うが、あと2つほど、1つは重点課題2のところにあった協議の場について、重点課題2の策定後の協議の場と計画をつくる場がイコールになる可能性もあるのかどうか。まさにこの場は今日で終わりということではよいか。これはモデル事業のためにお集まりいただいた人が関係者なので、この人たちを全員除いて来年度以降計画策定というのはちょっと考えられないので、私が除かれるのは置いておいても、例えば弁護士会とか検察庁とか警察等が除かれる、あとは各関係団体が除かれるということはないにしても、今日はこれで終わり、来年度、策定するための委員会と策定した後の検証する場所がイコールになることもあり得るといえるのでよろしいか。

**【事務局】**

まだそこまでのことを具体的に検討していないが、実際に計画策定に当たる協議体については、少しフットワークの軽い協議体ということで考えさせていただければと思う。この2つの協議体をどのような構成にしていくとか、その辺についてはまた改めてこちらで検討するので、今回のこの協議会についてはモデル事業の進捗管理ということで皆様をお願いをしていたが、当然ながら再犯防止を進めるということであれば、ある程度ここにいる方々も含めた形をお願いをしていくことにはなるだろう。

**【後藤委員長】**

了解した。なので、2つの協議体を考えているということだろう。そういう意味では、規模感はまだわからないけれども、作る場所とフォローアップをするところが別途予定されているということでは理解いただければと思う。

もう1点、保護観察所がいろいろ指摘したところが個人的にも若干気にはなるが、まず保護観察所のほうから、今の説明でいいか意見をいただけるか。

**【辻委員（千葉保護観察所）】**

まず計画のアウトラインの3、計画の位置づけ及び対象者だが、これは全国の他県の対象者を見ても、法第2条第1項の規定を引用しているので、あまり細かく書かず、「犯罪をした者等」というこの規定のままとしてはいかがか。その後のアウトラインで例示を挙げているところはなくてもいいのではないかと思う。

その理由として、提案書の4ページで、Ⅲ、犯罪をした者等の社会復帰に関する包括的支援体制の概要の2、支援体制の概要の(2)支援対象者について、ここでは検討の段階でもっと幅広い支援対象者を考えている、この対象者全てが例示の対象と一致しているわけでもないので、法の規定のとおりとされてはと思う。

また、本日配布の資料に事前資料と異なる新たな図が加わっている。提案書の13ページ目の令和2年度のスキームについてであるが、保護観察所の関わりは更生緊急保護だけになってしまっている。保護観察所の取組は更生緊急保護だけではないので、その点が後退してしまったかのような思いがした次第で、説明が充分でなかったかと反省しているが、実際は保護観察対象者を通じて中核支援センターと大変連携協力しているので、対象は幅広く法の第2条としていただき、また保護観察所も一緒に取り組ませていただけたらと思っている。

**【後藤委員長】**

具体的に入れてくださいというところが追加されていない点が2点ほどあったが、そこについてはどのようにお考えか。

**【辻委員（千葉保護観察所）】**

この点について、既に私どもから千葉県に意見を提出しているとおりで。

**【後藤委員長】**

少なくとも薬物依存を有する者への支援というのは保健医療や福祉サービスのみではないので、できれば指摘があった重点課題6には、ぜひその文言を入れてほしいと思う。これは書きぶりがすごく難しく、6に今挙げるとしたら、いっぱい挙げてしまうとどんどん広がっていくし、ただ、挙げないところばれ落ちるものもあるが、できる限り今の段階で考えられるものを国の計画とは別に入れるというのはどうかと思う。少なくとも薬物の問題と、あとは貧困の問題は6のところ特別なものとしていくか、それとも4のところ、その他特性に応じた効果的な支援という形で、いろいろなものを入れるような余地を残しておかないと、千葉県はこの3つしかやらないのかと言われそうな気がする。

**【事務局】**

重点課題6で保護観察所からの意見については、単に依存の問題と記載されていて、何をもって依存なのかというところが明らかでなかったのも、あまり突っ込んだ議論をすることができなかった実情がある。重点課題4の保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組の中に、例えば薬物依存を有する者への支援等ということで記載をしているので、こういったものをその他の依存と言うかわからないが、4の重点課題の中でその議論が必要であればどこかで行うと考えていることから、この部分については4の中に含まれると、今のところは御承知おき願いたい。

**【後藤委員長】**

了解した。ただ、6のところはこの3つだけを重点的にという話ではないという理解でいいか。つまり、3つだけ挙げていると、それ以外はという話になりがちなのではと思うので、それは3と6が同じようなところなのだが、4の(3)みたいな規定は要らないと。

**【事務局】**

今後、計画を実際に策定する中でそういった議論も深めていきたいと思う。

**【後藤委員長】**

了解した。では、これに限るものではないということによろしいか。

**【事務局】**

はい、必要に応じて御議論はしていきたいと考えている。

**【後藤委員長】**

了解した。私も今回一応確認をして、これで多分皆さんの意見で反映されているものが数多くあったので、いただいた意見についてはこれでいいと思うが、ほかに何かこの際これについて検討していただきたいとか、入れていただきたいということがあれば意見をいただければと思う。

**【安井委員（千葉県弁護士会）】**

1つは、今、後藤委員長が指摘された重点項目6だが、(2)女性の抱える問題に応じた支援等というところで、婦人保護等との対応の関係で女性支援の必要性というところで明記されている内容かと思うが、今、LGBTQの性的少数者の方々への配慮ということも求められており、ここの記載として「女性」という書き方で適切なのか。それより「性に応じた」とか「多様な性に配慮した」、そういった書き方のほうがいいのか、あくまでこれは例示であって、その他も含むという趣旨であるということは理解した上で、ただ、ここで特定の性別だけを明記してしまうのか、ここはもう少し幅のある記載にしたほうがいいのか。

2点目については、全体的な位置づけの問題ではあるが、この計画が誰のために行うものかということ考えたときに、罪を犯してしまった人のために行うということと考えたら、罪を犯した方の当事者、経験者の参画というのを考えながらやっていく必要があると思う。当事者の参画とか当事者の声を反映させるということとかは、何かしら計画策定の中で考慮されているのか、まだそこは具体化していないのか、そのあたりについて確認したい。

**【事務局】**

例えばLGBTの方への配慮とか、あるいは当事者の方の声を聞くということも当然ながら重要な課題だと思うので、計画策定の際には改めてその辺も視点として加えながら検討していく。今のところはそこまでの議論が実際に行われていないし、また基本的には国の再犯防止推進計画をなぞらえた形で県として作っているということと、これは再犯防止推進計画にもあるが、国と県の適切な役割のもとに、都道府県としてどこまでを実際に担っていくのかということも今後の議論に委ねるところなので、そういったことも含め意見として頂戴して、今後の検討課題とさせていただきます。

**【後藤委員長】**

当事者の声を聞くというのはとても重要なことで、策定をする協議会には、私の希望としてはぜひとも当事者の方を入れていただきたいと思うし、少なくともちゃんとヒアリングはしていただきたい。関係機関へのヒアリングが必要だということも、保護観察所からも言われているような気がするので、策定に際してはそのような配慮はお願いしたい。

1点目については、「女性」とここで取り上げられているということについては、「女性」にするかどうかというのはすごく重要な問題としてあると思うが、基本的に国ももちろんLGBTQの問題を排除している趣旨ではないと思うので、6の(4)のところに、その他特性に応じたというよりも、脆弱性というのがいいのか、マイノリティーというのがいいのか、とにかくその他、とりわけ現実の社会において脆弱な人たちというところの趣旨が入るような形にしておけば、ここに入っていますよと言えて、無視しているわけではない。そういう人たちも視野に入れて計画を立てようとしています、みたいなことが言えるのかなと思う。(4)に、国の基本計画を超えるとは思わないが、明確化するというので、私が思いついたのは脆弱性とか、マイノリティーといったものを1個つけ加えると、今の指摘も含まれるのと思うが、この段階で6に(4)をつけ加えるというのはなかなか難しそうか。

**【事務局】**

例えば依存であるとかLGBTの方であるとか、あるいは様々なここに掲げられている以外の特性のある方も当然ながらいるということで、個別にそういったことを掲げるというのはなかなか難

しいと思うが、今委員長がおっしゃられたような形で、例えばその他の特性と言うのか、何かしらそういった方々も含めることができるような、あるいは含めているんだということがわかるような形でのその他としての書きぶりであるとするのであれば、今後検討していく。

**【後藤委員長】**

では、今の件については私と事務局で検討して、最終的に委員長に一任していただき、そのほかのところは、資料2で、さっき指摘があった3については、入口支援というのが一つの重要なポイントになるので、とりあえず計画のアウトラインの3はこのままにし、変更するのは6のスケジュールのところと、あとは個別の重点課題の6に(4)をつけ加えるかどうかということだけ検討して、これを私どもが決定した千葉県再犯防止推進計画の策定に向けた方針案とさせていただきたいと思うが、よろしいか。

(一同、賛同。)